

一般事業主行動計画

機構職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における男性職員の休暇取得を促進する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 対象男性職員を把握した場合は、制度の再周知

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーの定時退勤を徹底する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成31年 4月～ ノー残業デー告知を毎回行う

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 4月～ 年数回開催する全国支局長等会議を活用し、計画的な取得に向けて管理職を対象とした研修の実施
- 令和 元年 6月～ 有給休暇取得の予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始